



生徒心得

1 校内生活

- (1) **8:30**までに登校する。予鈴が鳴ったら、授業の準備をして自分の席に着く。
- (2) 遅刻した場合は、遅刻カードを提出し学級担任その他の教師の指導を受け、静かに自分の席に着く。
- (3) スマートフォン等の使用は、マナーを守り他人に迷惑を掛けないようにする。(授業時等は電源「OFF」
考查中の教室内に持ち込み厳禁。)
- (4) 登校後の外出はしない。やむを得ず外出する場合は、学級担任に申し出て許可を受け、外出証を携帯する。
- (5) やむを得ず早退する場合には、学級担任に許可を受け、後日早退届を学級担任に提出する。
- (6) 欠席する場合は、朝8時25分までに保護者から学級担任、または学校へ連絡をする。なお、病欠7日以上にわたる場合は、欠席届に医師の診断書を添付する。
- (7) 現住所・保護者・保証人等に変更があった場合には、速やかに学級担任に届出て、必要な手続きをする。
- (8) 公式試合や受験等により、授業を受けられない場合は、事前に学級担任に申し出て公欠扱いの手続きをとる。また、交通事情や悪天候等により通学不能の場合は、速やかに学校に連絡する。
- (9) 忌引の場合は、学級担任に速やかに連絡をする。忌引日数は次の通りであるが、遠方の場合は往復に要する日数を加える。(父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母1日)
- (10) 自転車で通学する場合は、本校指定のステッカー及び、防犯登録証を貼付する。
- (11) 体育等で教室を移動する場合は、金銭・貴重品等は必ず貴重品袋に入れ、学級担任や教科担当教師に預け、教室内に置かない。
- (12) 校内で金銭や物品を拾得・紛失した場合は、直ちに本校教師に届ける。
- (13) 校舎内外の美化に心掛け、清掃時間には決められた場所の清掃を励行し、担当教師の承認を受ける。
- (14) 集会時は、集合時間を厳守し、私語を慎むなど全体の秩序を守るように心掛ける。
- (15) 職員室や各準備室に入室する場合は、ドアをロックし、許可を受けてから入室する。
- (16) 校内外を問わず、集会やポスター等を掲示する場合は、事前に関係教師の許可を得て実施する。
- (17) 学校の施設設備を使用する場合は、事前に関係教師の了解を得て指示に従う。生徒の活動は、関係教師が直接指導する場合を除いて午後5時までとする。
- (18) 休業中に部活動や課外等で学校の施設を使用する場合は、関係教師の許可を得る。

2 校外生活

- (1) 常に高校生として自覚ある行動を心掛ける。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。但し、保護者の願い出があり、事情やむを得ないと認められる場合は、所定の手続きをした上で従事できる。許可後、著しい成績不振等が認められた場合には、許可を取り消す場合もある。
- (3) 旅行等をする場合には、事前に所定の許可願及び、必要に応じ学割交付願を保護者が学級担任に提出する。旅行等は、授業日や課外等のない休業日とし、保護者が同行できない場合は、保護者が理由を直接学級担任に申し出る。
- (4) 自転車・原付バイクに乗る場合は、特に安全運転に心掛け、事故をおこさないように注意する。また、傷害保険等に参加すること。
- (5) 免許取得は保護者の責任において以下のような手続きをしたのち取得する。

○第一種原動機付自転車免許

(総排気量 50cc 以下または排気量 50 cc～125 cc以下かつ最高出力が 4.0kw 以下)

免許証取得承認願提出 → 受験 → 取得後 → 免許証取得届及び乗車承認願(免許証 コピー貼付) 提出。

※自動二輪の免許は、原則禁止とする。ただし一定の条件を満たす場合はその限りではない。

※受験は長期休業日とし、授業日は認められない。

※不合格の場合には、再度取得承認願を提出する。

○普通免許

教習願提出 → 入所手続き → 取得後、教習願に追加記入をし免許証提示。

※入校は3年次の11月1日以降とし、進路決定者に限り入校を認める。それ以前は認められない。

(上記の手続きを踏まずに取得した者は、本校規定により、厳重に指導する。)

(6) 原付バイクの通学は原則禁止である。但し、下記にあるやむを得ない事情により、保護者からの願出がある場合には、原付バイク通学許可願いを受理する。

- ・通学距離が10km以上
- ・交通不便地域の者
- ・任意保険の加入者
- ・基本的な生活習慣が身に付いている者

※条件が満たされていない場合は、承認されない。

通学許可願提出 → 検討委員会 → 通学路詳細地図提出・親子ツーリング → 実技講習会→保護者面談

(7) 電動キックボード・モペット等での通学は禁止とする。※事故、盗難を防ぐため。

(8) 事故等緊急事態発生の場合は、直ちに警察ならびに学級担任または学校へ連絡する。

3 服装容儀等

(1) 本校指定の標準服を着用し、2つのタイプから選択する。

<冬服> A：ブレザー、スラックス、Yシャツ、ネクタイまたはリボン

B：ブレザー、スカート、Yシャツ、リボンまたはネクタイ

※Yシャツは白無地であれば、特に定めない。

<夏服> A：スラックス、Yシャツまたはポロシャツ

B：スカート、Yシャツまたはポロシャツ

(2) スカート・スラックスを变形・加工してはならない。

※ Yシャツの裾だし禁止。 ※スカートの長さは裾が膝頭にかかる程度とする。

(3) セレモニー等学校が指定するときは、青のリボンまたはネクタイを着用する。スカート着用者の靴下は黒・紺のハイソックスとする。

(4) ソックスは、黒・紺・白の無地とする。

※ ワンポイントは可。ルーズソックスは禁止。

※ 長さは膝下からくるぶしが隠れる程度までとする。

(5) Vセーター類(丸首セーター不可)・ニットベストの着用を認める。但し、華美でない物<黒・紺>とし、それ以外のもは認められない。

(6) 厳寒の登下校時、防寒用としてブレザーの上に華美でない、コート類の着用を認める。また、Bタイプではタイツの着用を推奨する。

(7) 夏服時(6月~9月)は、ポロシャツ(白無地)の着用を許可する。

※ ライン、柄は不可とする。

※ ワンポイント可(大きさの上限はブレザーのエンブレム程度とする)

(8) 登下校する場合は原則制服とする。

(9) 上履き及び体育館履きは所定の物を着用する。

(10) カバンは、特に指定しないが、教科書やノート等、学習に必要なものを毎日持参し、学習に直接関係のないものは持参しない。

(11) 髪は清楚に整髪し、パーマ・染色・脱色・付け毛・ラインを入れる等はしない。

(12) 装飾品(ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット等)、化粧、マニキュアなどはしない。

(13) 異装しなければならない場合は、事前に所定の届書により許可を受ける。

(14) その他のことについても、必要に応じて指導する。

【令和8年4月改訂】